

# 南区役所庁舎の耐震化について

H29. 2. 22  
南区役所総務課

資料5

## ◎南区役所庁舎整備の経緯

- 昭和46年3月 竣工
  - ・鉄筋コンクリート造5階建
  - ・延床面積5,199.68㎡
- 平成8年度 耐震診断
  - ・危険度「A」(危険性が高い)の診断
- 平成16年度 合併建設計画
  - ・庁舎等環境整備事業
  - 【内容】建物診断・耐震補強実施設計・耐震補強工事
- 平成17年度 建物診断
  - ・老朽化度などからも改築を含めた検討が必要と診断
  - 平成18年度に予定していた耐震補強実施設計は見送り
- 平成20年度 耐震補強工事
  - ・鉄骨ブレースによる補強により、危険度「B」(危険性がある)に向上
- 平成22年度 合併建設計画を変更
  - 【内容】地盤沈下に伴う1階改修・屋上防水・外壁改修など
  - 【変更理由】
    - ・地盤が元々軟弱である
    - ・古い建物構造で、耐震性確保が困難
    - ・第1グループが終わるまでは整備の見通しがたたない

### <参考>耐震化率について

	床面積	耐震化
区役所庁舎	5,199.68㎡(92%)	×
区役所分庁舎	497.16㎡( 8%)	○

・南区役所耐震化率 → 8%

## ◎耐震化の公表について

- 平成25年11月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正により、要緊急安全確認大規模建築物(※)について、耐震診断の実施・結果報告を義務付け(法附則第3条)
- ↓
- 耐震化の促進のため、報告を受けた耐震診断の結果を公表(法第9条)
- (※)要緊急安全確認大規模建築物(新潟市内の該当建築物:33施設)  
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建築物のうち、病院・物販店など不特定かつ多数のものが利用する建築物、または、小学校・保育所など地震時の際の避難確保上、特に配慮を要する者が主として利用する建築物のうち、大規模な建築物
- 耐震診断結果(平成29年1月31日公表)
  - 震度6強から7に達する程度の大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が...
  - I:危険性が高い→ 3施設(民間施設)
  - II:危険性がある→ 4施設(新潟市南区役所、新潟市役所分館など)
  - III:危険性が低い→23施設(新潟市体育館、巻文化会館など)
  - (違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷を生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。)

## ◎区役所整備について

- 区役所整備検討委員会による報告(平成20年10月)を踏まえ、
  - ・優先度が高い第1グループは、東区・西区・北区(整備期間:できるだけ早急に、5年程度)
  - ・第2グループは、南区・西蒲区
- 今後、区のあり方にかかる検討(平成27年度~)と合わせ、区をメインステージとした持続可能な行政サービスを提供するため、まちづくりや防災の拠点としての役割などの様々な観点から総合的に検討